

意見書案第20号

原子力艦船の撤退を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成23年10月3日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者	川崎市議会議員	竹 間 幸 一
	〃	市 古 映 美
	〃	佐 野 仁 昭
	〃	宮 原 春 夫
	〃	石 田 和 子
	〃	斉 藤 隆 司
	〃	石 川 建 二
	〃	井 口 真 美
	〃	勝 又 光 江
	〃	大 庭 裕 子
	〃	猪 股 美 恵

原子力艦船の撤退を求める意見書

神奈川県横須賀市には、原子力艦船が年間延べ約300日も滞港している。

万が一、原子力艦船の原子炉が設計上想定された範囲を超える事故を起こした場合には、高濃縮ウランを使っているため大量の放射性物質を拡散することになり、放射能汚染の被害は、想像を絶するものとなることが予想される。

特定非営利活動法人の原子力資料情報室が平成18年に行った被害予測では、横須賀市の米軍基地に配備されている原子力空母ジョージ・ワシントンと同程度のニミッツ級空母において原子炉の炉心が溶融するような事故が起きた場合、60キロ圏内の地域が急性障害発症相当レベルの被ばくをする範囲に入るとされ、首都圏を始め広範囲に高濃度の放射能汚染を広げる危険性が指摘されている。

さらに、米軍横須賀基地を震源域に含んでいる三浦半島断層群の地震の発生確率が東日本大震災の影響で高まったと国の地震調査委員会からも指摘されており、これらの原子力艦船が、このような大地震の震源域の真上を母港としている危険性も重大である。

もし、この三浦半島断層群の地震が起きれば、原子力空母が停泊している12号バースの関連施設が地震と津波の引き波によって破壊され、機能喪失することで原子炉の冷却が困難になる危険性が指摘されている。

こうした中、原子力艦船の放射能汚染の危険について、本年4月に米国政府が横須賀市長からの確認要請に対して回答した書簡では、その説明を裏付けるのに必要な根拠が示されておらず、それをもって安全と理解するのは極めて困難である。

よって、国におかれては、市民の生命と安全を守るためにも、米国に米軍横須賀基地を米軍第7艦隊の艦船の母港とすることをやめさせ、米軍横須賀基地に停泊する原子力艦船を我が国から撤退させられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

外務大臣